

# 留萌市国民保護計画（素案）の概要

| 編                   | 章                                        | 主な内容                                                                                                | 編                    | 章                              | 主な内容                                                                   |
|---------------------|------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 1 総論 (P1～)          | 1 市の責務、計画の位置づけ、構成等 (P1～P2)               | 市の責務、計画の位置づけ、構成等基本的な事項について記述                                                                        | 3 武力攻撃事態等への対処 (P31～) | 1 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 (P31～P33) | 事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置、武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応について記述                |
|                     | 2 国民保護措置に関する基本方針 (P2～P3)                 | 基本的人権の尊重をはじめ、国民保護の実施に当たり特に留意すべき事項を記述                                                                |                      | 2 市対策本部の設置等 (P34～P37)          | 市対策本部を迅速に設置するための手順や組織、機能等について記述                                        |
|                     | 3 基本用語の説明 (P4～P6)                        | 計画において使用する主な用語の意義について記述                                                                             |                      | 3 関係機関相互の連携 (P38～P41)          | 国民保護措置を迅速に実施するため、国、道、他の市町村、指定（地方）公共機関と相互に密接に連携し、円滑に進めるために必要な事項について記載   |
|                     | 4 関係機関の事務又は業務の大綱等 (P7)                   | 道、市及び指定（地方）公共機関の責務並びに事務又は業務について記述                                                                   |                      | 4 警報及び避難の指示等 (P42～P51)         | 警報の通知、避難の指示等を受けた場合の避難誘導等に必要な事項について記述                                   |
|                     | 5 市の地理的、社会的特徴 (P8～P10)                   | 本市における地理的、社会的特徴について記述                                                                               |                      | 5 救援 (P52～58)                  | 避難住民等に対し、収容施設の供与、食料、飲料水の給与などの救援や、緊急を要する場合の救援等について記述                    |
|                     | 6 市国民保護計画が対象とする事態 (P11)                  | 国の基本指針に基づき武力攻撃事態として4類型及び緊急対処事態の事態例を対象として記述                                                          |                      | 6 安否情報の収集・提供 (P59～P61)         | 安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答等の必要な事項について記述                                   |
| 2 平素からの備えや予防 (P12～) | 1 組織・体制の整備等 (P12～P24)                    | 初動対応に万全を期し、事態の状況に応じて適切な措置を講じるため、災害対応の体制を活用した24時間即応体制を確立することや、関係機関との連携体制や通信の確保、情報収集や提供等の体制を整備することを記述 |                      | 7 武力攻撃災害への対処 (P62～P70)         | 武力攻撃災害及びNBC攻撃による災害への対処、応急措置等、生活関連等施設の安全確保等について記述                       |
|                     | 2 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え (P25～P27) | 避難及び救援に関する平素からの備えに必要な事項について、避難、救援に関する基礎的資料の準備及び関係機関との調整、事業者の輸送力等の把握等、避難施設の指定などを記述                   |                      | 8 被災情報の収集及び報告 (P71)            | 被災情報の収集及び関係機関への情報通信手段等の必要な事項について記述                                     |
|                     | 3 物資及び資材の備蓄、整備 (P28～P29)                 | 防災との連携等、国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備、市が管理する施設及び設備の整備及び点検等について記述                                           |                      | 9 保健衛生の確保その他の措置 (P72～P73)      | 避難所の保健衛生、防疫及び食品・飲料水の衛生確保等必要な事項について記述                                   |
|                     | 4 国民保護に関する啓発 (P30)                       | 国民保護の意義や仕組みについて、広く住民の理解が深まるよう国民保護に関する啓発を行うとともに武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発を行うことを記述                   | 4 復旧等 (P77～)         | 1 応急の復旧 (P77)                  | 市が管理する施設等に被害が発生した場合の一時的な修繕や補修など応急の復旧に関する必要な措置を講ずることを記述                 |
|                     |                                          |                                                                                                     |                      | 2 武力攻撃災害の復旧 (P78)              | 国における法制の整備、市が管理する施設及び設備の復旧等について記述                                      |
|                     |                                          |                                                                                                     |                      | 3 国民保護措置に要した費用の支弁等 (P79)       | 国民保護措置に要した費用の支弁等の手続に関する必要な事項について記述                                     |
|                     |                                          |                                                                                                     | 5 緊急対処事態への対処 (P80)   |                                | 緊急対処事態に対処するための措置について武力攻撃事態等に対処するための措置を準用すること、緊急対処事態における警報の通知及び伝達について記述 |